

出席停止について

第一種、二種、三種の「学校において予防すべき感染症」（以下、「学校感染症」）にかかった場合は、出席停止になります。出席停止の期間については、症状により異なります。

医師から、感染のおそれがないと認められ、登校許可が出るまでは登校できません。

出席停止措置は、欠席扱いにはなりません。

登校の際は「治癒届」を提出してください。下記の「治癒届」は、保護者の方がご記入ください。

【第一種】

重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ボリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、エボラ出血熱、クリミア コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

【第二種】

病名	感染期間	出席停止期間
インフルエンザ	発熱後3～4日	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった後2日を経過するまで
百日咳	1～4週間	特有の咳が出なくなるまで、または抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発疹の出る前5日～ 出た後3、4日	熱が下がった後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫れる前 7日～腫れ後9日間	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 (三日ばしか)	発疹の出る前7日～ 出た後7日間	発疹が消えるまで
水痘 (水ぼうそう)	発疹が出る前1日～ すべての発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発病してから2～4週間	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
結核	一様ではない	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎		

【第三種】

溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、ヘルパンギーナ、手足口病、伝染性紅斑、ウィルス性肝炎、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

治 癒 届

年 組 氏名

医師により、感染症予防上支障がないと診断され、登校を許可されました。

病 名 ()

医療機関名 ()

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

保護者氏名 印